

幼稚園型一時預かり事業の料金設定について

1 幼稚園型一時預かり事業の料金設定の見直しについて

幼稚園型一時預かり事業は「子ども・子育て支援新制度」により新たに創設された事業であり、幼稚園に就園されている児童又は認定こども園を利用している1号認定を受けている児童が利用の対象となっています。

本事業の利用料金設定に当たりましては、新制度への円滑な移行のため、当面の間は各園が設定する取扱いとしておりましたが、経過を踏まえ、補助事業として運用する上で、

- ①教育標準時間を超えた幼稚園型一時預かり事業の利用者負担の差による過当競争を生じさせないようにすること。
- ②利用者に一定の負担により、適正な水準の中で補助事業である幼稚園型一時預かり事業の運用を行っていく必要があることから、これらの視点により平成29年度以降の取り扱いについて見直しを検討する。

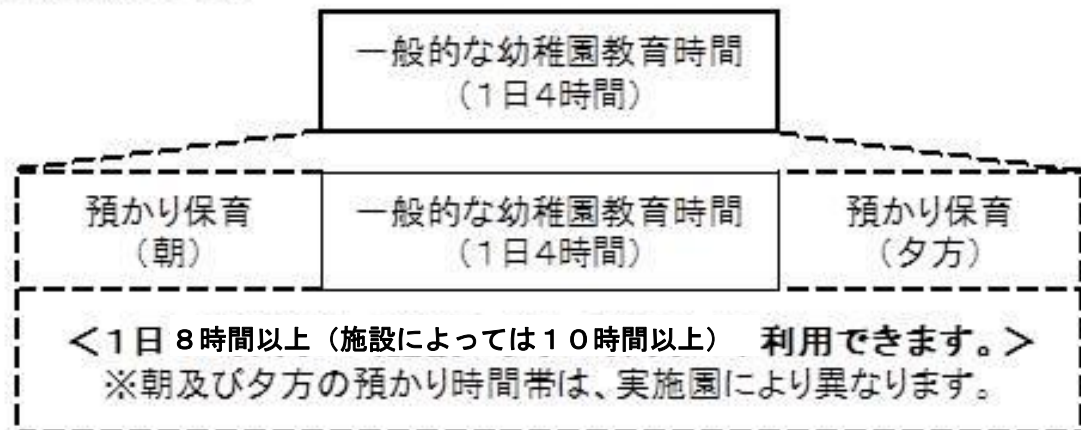
2 幼稚園型一時預かり事業について

- (1) 利用時間：教育標準時間（4時間）の前後において各園で設定している時間
- (2) 利用料： 各幼稚園及び認定こども園において設定
- (3) 利用対象

幼稚園・認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園・認定こども園において一時的に保護を受ける者。

※ 幼稚園型一時預かり事業の具体例

一時預かり実施園では……



3 子ども・子育て審議会で頂戴した意見等

- ・新制度への円滑な移行のため、当面の間は各園が設定する取扱いとする。また、旭川市子ども・子育てプランに基づく利用者負担の見直しに併せて料金設定について検討を行う。(例えば、料金を一律の料金とすることや、各園の料金設定に当たっての上限や下限を設けるなど)

4 見直しに当たっての考え方(案)

国庫補助基準の水準に基づき、各園での利用料金の設定に際し、上限・下限を設ける。
別紙「資料2-2」参照。